

## 資料⑦ 特別党員の投票実施要領

特別党員の投票は、代表選挙規則第 12 条の規定により臨時党大会における投票又は郵便投票のいずれかとする。

### 1 郵便投票

#### (1) 投票用紙の送付

- 全特別党員に次のとおり投票用紙を送付する。
  - ・レターパック（青）で以下のものを郵送 送付先は特別党員名簿の住所とする。
  - ・郵便投票実施の通知
  - ・投票用紙（官製葉書と同質の用紙に投票用紙である内容を印刷）
  - ・返信用封筒 表面は党本部あて 裏面はレターパック（青）の宛名と同一のタックシールを貼付
- 再送依頼又は宛て所不明で返却された分の対応  
再送依頼があれば、追跡確認し、届いていることが確認できれば再送しない。  
宛て所不明で返却された場合は、管理システムに記載住所又は今回の代表選挙の実施にあたり作成した有権者名簿と一致すれば再送しない。

#### (2) 特別党員の郵便投票

郵便投票で投票参加する場合は、郵送を受けた投票用紙に候補者一人の氏名を記載し、それを同封の返信封筒に入れ、郵便ポストに投函する。

11月30日（土）午後6時00分までに党本部に到達したのものをもって特別党員の郵便投票は締め切る。

郵便投票で投票参加した特別党員は、12月1日開催の臨時党大会に出席できない。

#### (3) 党本部の処理

- 投票箱は、局長及び代理により空虚確認をして後施錠する。
- 党本部への投票返送分
  - ・消印があるかの確認 消印がない分は郵便ポストに投函
  - ・有効な返送分は、まずA（○○）が特別党員名簿にチェックを入れ、それをB（○）が再度チェックしてから、局長又は代理に確認してもらい、その封書のまま投票箱に投函する。
- 代表選挙管理委員が、12月1日に党本部から開票所に搬送。

### 2 臨時党大会における投票

#### (1) 特別党員の出席

郵便により投票した者は臨時党大会に出席できないが、観覧はできる。

(2) 臨時党大会における投票の流れ

会場閉鎖 ⇒ 投票用紙配付(事務局より) ⇒ 自席または記載台で自書 ⇒

順次壇上の投票箱へ投函 ⇒ 投票もれの確認 ⇒ 投票終了 ⇒ 選管委員 2 名に

より投票箱を施錠し、開票所へ搬送

3 党大会の成立

代表選挙を実施する臨時党大会については、出席された特別党員数に郵便投票により投票した特別党員数を加えた数が、構成員の 2 分の 1 以上で成立したものとする。